

人愛 幸せを求めて ⑭

2003~2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

アイヌの人々の人権

アイヌ民族の理解と認識を深めましょう

わが国には、古来アイヌ民族など、先住民族の人々が住んでいます。アイヌ民族は、固有の言語、伝統的な儀式や祭事など、独自の豊かな文化を持っており、民族としての誇りと自覚をもって生活していました。

の誇りが尊重される社会の実現を図るため、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。



しかし、明治政府は「開拓」という名目でアイヌの人々の土地を取り上げ、アイヌ民族を統治するための同化政策を進め、民族独自の文化や風習を禁止しました。その結果、アイヌの人々の伝統的な文化も生活様式も破壊されました。こうした歴史の中で、アイヌ民族に対する理解が不十分なため、今も就職や結婚などにおいて、偏見や差別が存在しています。さまざまな機関で啓発活動が推進され、平成9年（1997年）には、新たに民族として

アイヌ民族の歴史や文化、伝統などへの理解を深めることが、アイヌの人々の人権を尊重することにつながると同時に、わが国に複数の民族が生活している事実を認識することにもなります。今後、わが国は国際化が進みます。多文化社会となっていく中で、私たちが最も取り組まなければならないことは、自分と異なるものを排除するのではなく、認めあい、共存できる社会をつくることではないでしょうか。

（人権啓発広報編集委員会）

人権標語

（小学5年生の作品）

つくろうよ 差別をなくす 仲間たち

なまひ話にぞ用也!!



13

消費生活相談

消防法の改正により、6月1日から、新築住宅への火災警報器の設置が義務付けられますが、これに便乗した悪質な訪問販売業者が横行することが予想されます。

住宅用火災警報器の悪質訪問販売に注意!
す。不当に高額な料金で販売したり、消防署など公的機関の関係者を装う場合も考えられます。消防署の職員が火災警報器を訪問販売することはありませんので、注意してください。

もし、訪問販売で火災警報器を契約した場合は、契約書を受け取った日を含めて、8日以内であれば、クーリング・オフ制度により、無条件で契約を解除することが出来ます。

消費生活相談室

☎0848676410

とき 土・日曜日、祝日を除く 月～金曜日 10時～12時、13時～16時
ところ 市役所本庁（5階）

今月の消費生活巡回相談

19日（金）10時～12時

大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072

☎084864103